

- 3面 夏休みの学校プール開放
- 4面 分譲マンションの管理のための支援制度
- 6面 9月7日開催 産業振興フォーラム
- 8面 がん検診を受けましょう
新宿クリエイターズ・フェスタ
2015 どもアートテラスatホテルグレイスリー新宿



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

新宿区 臨時福祉給付金

新宿区 子育て世帯 臨時特例給付金

申請書の送付

対象となる方には次のとおり申請書をお送りします。

臨時福祉給付金

8月下旬から順次発送

子育て世帯臨時特例給付金

27年6月分～9月分の児童手当を受給する方への受給決定通知発送後

9月下旬から順次発送

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、住民税が課税されていない方や子育て世帯に、給付金を支給します。2面では支給の対象をフローチャートでご確認いただけます。参考にご利用ください。

【問合せ】臨時福祉給付金等対策室(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎6階)☎(5273)4351・☎(5273)4366へ。

臨時福祉給付金

支給額
1人に付き**6,000円**

対象

平成27年度の住民税が課税されていない方

平成27年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、27年度の特別区民税(均等割)が課税されない方(下表1参照)

※均等割が課税される方の扶養親族、生活保護を受給している方等は対象になりません(生活保護を受給している方等については、保護基準等の改定で消費税率の引き上げによる負担増に対応しています)。

表1 住民税が課税されない所得・収入の目安(参考)

給与所得者			公的年金受給者		
区分	所得額	26年中の給与収入の目安	区分	所得額	26年中の年金収入の目安
単身	35万円	100万円	単身	65歳以上	35万円
夫婦(1)	91万円	156万円		65歳未満	35万円
夫婦子1人(2)	126万円	205万9,000円	夫婦(1)	65歳以上	91万円
夫婦子2人(3)	161万円	255万9,000円		65歳未満	91万円

※()は扶養親族等の人数

子育て世帯 臨時特例給付金

支給額
対象児童1人に付き**3,000円**

対象

平成27年6月分の児童手当を受給する方

平成27年5月31日現在、新宿区に住民登録があり、27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給する方

※平成26年中の所得が下表2の所得制限額を超える方(児童手当の特例給付を受給する方)は、子育て世帯臨時特例給付金の対象になりません。

表2 児童手当の所得制限額

扶養親族等の人数	所得制限額	26年中の給与収入の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円

※以降扶養親族等が1人増えるごとに38万円を所得制限額に加算

★区内在住の公務員の方で27年6月分の児童手当を受給する方は、勤務先から児童手当受給状況を証明した申請書が交付されます。9月25日(金)以降に臨時福祉給付金等対策室へ申請してください。

どちらの要件にも該当する方は2つの給付金を受け取ることができます

申請方法

申請書がお手元に届いたら、必要事項を記入の上、添付書類とともに返信用封筒で返送してください。なお、直接お持ちいただく場合は、臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階)で受け付けます。また、8月26日(水)～10月23日(金)は、第1分庁舎1階ロビーに設置する受付窓口でも受け付けます(土・日曜日、祝日は除く)。

2つの給付金については、申請の受け付け開始に合わせて、「広報しんじゅく」8月25日号であらためてお知らせします。

申請受け付け期間

臨時福祉給付金

8月26日(水)～

28年2月25日(木)

子育て世帯臨時特例給付金

9月25日(金)～

28年2月25日(木)



給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に十分にご注意ください

新宿区から区民の皆さんに直接、臨時福祉給付金などに関する電話や訪問をすることはありません。